

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（視察・報告・調査資料）(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43648">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43648</a>

原水端作成冷洲（核と米軍沖繩基地）

アメリカ局長  
参事官  
~~参事官~~  
北米第一課長

秘密標記(赤色)  
**秘**

第 84 号  
昭和 46 年 2 月 17 日

外務大臣 殿

準備委代表事務所  
高瀬 代



(件名)  
原水協資料(米軍の核兵器使用の危険性と背景・  
沖縄の米軍基地の動について)

引用公・電信  
日付・番号

2月13日付ソムス朝刊は「基地にわかに活発  
(原水協が報告)」と報じあると、16日原水協  
より入手せる標記資料別添送付する。

付属添付  付属空便(音)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

本信送付先:  
本信写送付先:  
省内写配布希望先:

有也  
2/22  
(2/22)

要理  
首席参事官  
総務  
中  
調査  
空  
科学協力  
連絡調整  
調査  
カナダ  
局庶務



秘

一九七二年二月十一日

米軍の核兵器使用の危険性と背景  
沖縄の米軍基地の動について

報告書



原水爆禁止沖縄県協議会

C  
C

C  
C

最近大きな不安と話題となつている  
「アメリカはベトナムで核を使うのでは  
ないか」について

昨年八月以来平和へのきざしをみせてきた、インドシナ情勢は、昨年十一月に行なわれた北爆再開、カンボジア戦の激化、更に去る一月二十七日のプノンペン空港の奇襲によつて、戦況はインドシナ全般に拡大され、再び危険な方向をたどりつゝあります。

そのような情勢のなかで「アメリカはベトナムで核兵器をつかうのではないか」という声が高まつてきていますが、その真意性について、本会が各方面から得た情報や資料の一部をもつて、その背景となつている問題を究明して、原水禁運動の一助にしたいと思ひます。

「現在ニクソン・ドクトリンの発動という事で、ベトナムからの米軍撤退が大きく宣伝されていますが、それはあくまで陸軍であつて、海兵、海軍、空軍は現地支援体制をくずしていません。

それら陸軍の大部分と海兵一部の撤退と併せて現地在米軍は一部地域に集結しつゝある、これはいざというときに逃げられる体制を備えつゝあるという。(国際問題評論家 堀谷氏)

この核使用容例と思はれるのは、アメリカで有名な核使用論者カーチス・ルメー將軍がいつた、核使用の際のベトナムにおける条件として、  
①ベトナムに米軍人がいなくなる事  
②人質がいなく、③の条件を裏付ける体制をとりつゝある。

「ベトナム情勢がアメリカにとつて不利に悪化すればするほど、米軍の核兵器使用の可能性は強くなる。

このことは、ニクソン大統領もアメリカ史上初の敗戦大統領になりたくない。  
現にシアヌーク勢力が強まり、アメリカは窮地に追い込まれ、国民の前にカンボジア戦況を正直に公表できない境地にあること。

「共和党の大統領候補だつた、ゴールド・ウォータール氏が一九六三年以来「ベトナムに原爆を叩きこもう」という遊説をしていること。

「前國務省官吏(現政治問題研究所長)リチャード・パネット氏が昨年八月のONND機関紙に「アメリカはベトナム戦争で核兵器を使用するのではないか」との論文を載せてある。

この論文内に、アメリカは、一九六八年に五、五〇〇発以上の核兵器を東南アジアに配置してあるということがある。

「フレデリック・スマイス將軍が一九六〇年に発表した「核兵器と限定戦争」に局地戦争において核兵器をうまく使えば、最少の費用で最大の勝利の可能性を得ることのみならず、核兵器を使うことなしには、多くの地域で勝利する可能性はほとんどないことを明らかにし、詳細的な地域の一つとしてベトナムがあげられ

ていること。

「一九五五年三月十七日、ニクソン大統領(当時副大統領)はシカゴの経営者会議で「戦術核兵器は、今や通常兵器であり、いかなる侵略勢力の軍事目標に向つても用いられるもので、太平洋における我國の砲兵、戦術作戦をとる空軍は今や原子爆弾をとりつけ、有効に軍事目標に向つて攻撃できるよりになつてゐる」と述べていること。

「一九七〇年五月八日、ニクソン大統領は記者会見で小刻みのエスカレーションの時代は終つた、もし敵が大きな動きに出れば別の手段があることをほのめかし、カンボジア進攻を、決定的な前進であると弁解していること。

「世界的に権威ある「フォーリン・アフェアーズ」誌の一九七一年一月号にアメリカの政策研究所のアーノルド・ラベナル氏(一九七〇年まで米国防省アジア局長)が載せた論文の中に「アメリカがニクソン・ドクトリンにしたがつて、アジア諸国の防衛の約束をあくまで放棄しないとすれば、われわれは一敗地にまみれるか、それとも、それがいやなら核兵器に訴える方向に傾かざるをえない」としていること。

「一九五三年のデイエンビエンフーの戦いで、(ハゲタカ作戦オペレーション・バルチャー)アメリカはフランスの要請で核兵器を使おうとしたこと、そのときの使用説論調者がニクソン大統領(当時副大統領)であること。

「ニクソン大統領は、ヒットラーと同じ軍事的ニヒリストといわれ「敗北するぐらいなら核兵器に」走りやすい体質であり、インドシナでの米軍は軍事的限界に達して核使用の公算はきわめて大であること。(軍事評論家 高橋氏)

「一九六八年のケサン攻防戦のときアメリカは核を使おうとした、かくせない時説があること。

「一九七〇年四月二〇日、ニクソン大統領報告で「私は情勢に対応するため強力かつ有効な措置をとることをためらわないだろう」「指揮下にあるいかなる兵器をも使用するだろう」という報告をしていること。

「ベトナムに関するストックホルム会議のバーチイル・パンストロム氏(スウェーデン)や平和と軍縮のため国際連合のベギーダフ氏(イギリス)のよりに軍事的困難情勢に詳しい人々も一九七〇年五月には「アメリカはベトナムで核兵器を使うだろう」と論評しており、それも、一九七一年早くになることをほのめかしている。

一九七一年二月八日、米上院議員マンスフィールド氏は今度の進取で失敗したらきわめて重大な事態になるだろうと指摘し、フルブライト外交委員長も失敗したら同盟軍司令官に北ベトナム進入の気運を起こさせるかも知れない危険な作戦だと述べ、ハンフリー議員もこの進取は戦争の縮小ではなく、拡大であると指摘、ジャビッツ議員は、今や情勢は新しいインドシナ戦争にまき込まれる危険に米国はさらされている、というように米軍の今度のカンボジア進取作戦の危険を強調していること。

米下院軍事委員会のリバース議長が「ベトナム戦に早くメドをつけるため、核兵器を使え」と発言していること。

ベトナムにおける偉大な予言者、グエン・ビン・キエム氏は「やがて、戦争の終りにサイゴン地域に大爆発が起り、それでこの地域は海底に没する」という、この大爆発は核兵器の使用をさしているということ。

以上のような情勢の他に核兵器使用に関連した問題があります。そのような情勢のなかで、軍事評論家の小山内宏氏は、「いま、ベトナムの米地上軍は撤退を続けていて、白人も少なくなっている。いまなら核兵器が使えるし、その気運が濃厚だ」と論評していること。

限定核兵器は沖縄に配置されているが、すでにベトナムにも用意されている、このことは、一九六四年に米軍が発表したことである。(小山内宏氏)

核兵器が使用されるとしたらどのような種類か。

△デービー。クローケット(海兵。陸軍) 射程距離三千里メートル、一発で半径五百メートルに被害を与える。  
△一五五―二〇四ミリ榴弾砲(海兵、陸軍) 射程距離一万六千メートルで広島。長崎に投下された原爆の約半分の威力。

△その他、航空機から投下されるサイド・ワインダーハウンド。ドックのような局地用核兵器が使用されるのではないかと？

米軍のベトナム事情専門家、ググラス。バイク氏は核兵器が使用される地域を、ホーチ。ミン。ルートとハノイではないかといっていること。

ホーチ。ミン。ルートや山岳地帯に核を使用してもあまり効果をあげないので、北ベトナムの首都であるハノイで使用するのではないか。(小山内宏氏)

米軍が若し核兵器を使用するとしたらそれを防止出来るのは人類の反対斗争のみ

以上のように米軍の核兵器使用の可能性は高まる一方であるといえる。

アメリカが若し、核兵器を一発でも使用した場合、それは世界大戦を誘発する可能性すら十分に含んでいる以上、ニクソン大統領が正常な思考力をもった大統領なら人類破壊の赤いボタンをそなたやすく押すはずはないと考えられるが、人間は狂人性という異常も起きることが予想されることであり、予言は許されない深刻な情勢といえよう。まして、米国の核基地沖縄という世界的な宿命を背負い、日夜核をまくらに寝起きしているわれわれには信じたくないことである。

そのような危類から脱する道は、アメリカ國民をはじめ、全世界の人類の原水爆禁止への世論と闘いであるといえる。

それ以外に若しアメリカが核兵器を使用するとした場合の防止策はないのではないだろうか。

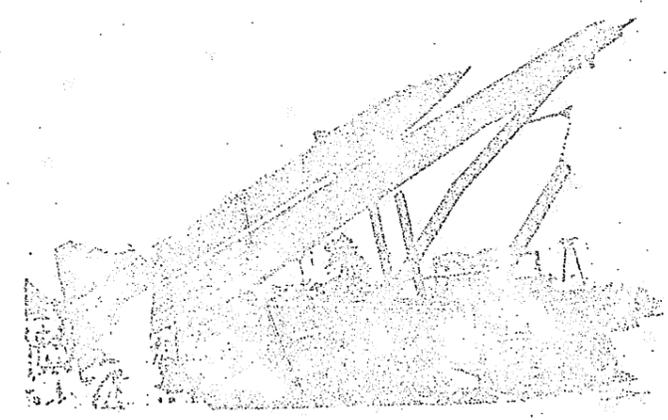
今や核兵器問題も他人ごとではなく、いよいよわれわれの身の上におそいかかっていることを忘れてはならない。

一五五ミリ榴弾砲で発射された核弾頭 (射程一ガバ子M、一ト一〇キロトン)

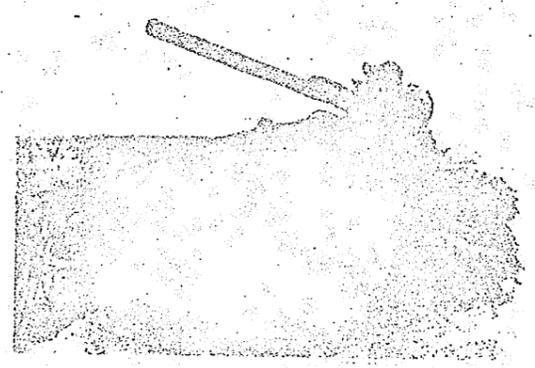


米軍資料より得た戦術核兵器の1部

オネスト・ジョン (三〇一ト一〇キロトンの核) 核弾頭付



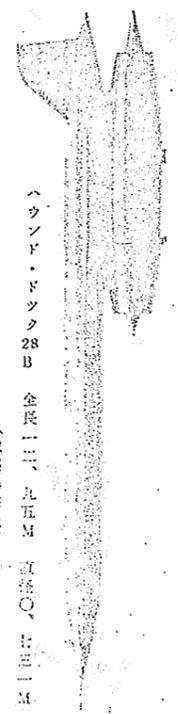
シーブから発射される一〇六ミリ原子砲



アイビー・クワット (射程二トM、二五ト一トキロトンの核)

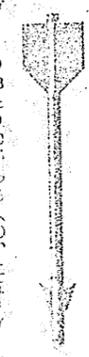


ハウンド・ドック28B 全長二二ト、九五M、直径〇、七三M (戦術核弾頭付)

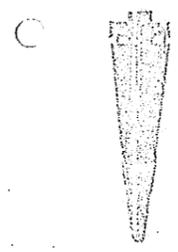


フンロンB26型 全長二ト一三M、直径〇、二八M

サイズ・ワインダー 9Bと9Dがある (〇、二五ト一トキロトンの核)



全長二ト、七九M、直径〇、一三M (F一〇E、F4C、A4E、F5H、F一〇A、F4C、F一〇六に装)



### 一、金武の海兵隊用物資集積所 新設工事について

金武村に在る結核療養所前に、一九六八年に海兵隊のLST用突堤が建設されましたが、(レッド・ビーチ)最近では、その突堤の利用度が急激に増え、海兵隊用の軍事物資の陸揚げや積出しが目立ち、LSTに限らず、大規模送給の寄港もひんばんになつています。そのような状況で、今度はその突堤を中心に付近沿岸を利用して物資集積所と思われる工事が進められている。(開場願書負いで球燈設が工事に当つている)

一方、金武在のキャンブ。ハンセン内では修理工場の新設と改修工事や兵舎の新設、倉庫の新設と改修工事が行なわれており、知花弾薬貯蔵地域からヘリコプターヤトレーラーによつて、このキャンブ内に移送される物資も最近では目立っており、海兵隊キャンブの強化がうかがえる。アメリカ海兵隊司令官、チャップマン大將の発言を裏付けるように、七二年の沖縄返還後も海兵隊基地は強化され、縮小されることはないということが事後的に表われてきたといえる。

### 一、大浦湾を利用しての軍事物資の陸揚げと積出し

これまで大浦湾を利用して軍事物資の陸揚げや積出しは目立つ程ではなかつたが、昨年暮れからその動きが目立っている。そこでは物資だけでなく海兵隊員の出入も行なわれていて、地域住民の目を避けるかの如く昼間は沖に出てヘリコプターを使用し、夜間は湾内に入つて母船から舟艇、水陸両用トラックを使用して行なわれている。このように、これまでは那覇軍港、ホワイト。ビーチを使用してきた海兵隊も、最近では独自の突堤やその他の方法を利用して、これまで以上の物資取扱や兵員取扱いはしていることが、われわれの目とどこかないところで行なわれている。

### 一、辺野古弾薬貯蔵地域への物資運び込みの増勢

最近、辺野古の十三号線に在る陸海軍弾薬貯蔵地域に運び込まれる物資(弾薬と思われる)の量が目立つて増えている。また、それらと併せて、一部情報によると、沖繩に在つた古い物資は持ち出して、新しい物資(特に軍需物資)が多量に持ち込まれるという。

### 一、本部飛行場の増強と訓練の激化

昨年以來、上本部村に在る海兵隊のヘリコプター訓練飛行場は解放するという動きがありましたが、そのような声とはうらはらに同飛行場の滑走路が補強され、最近ではヘリコプターによる訓練がひんばんに行なわれており、自衛隊の沖繩配備とも併せてその飛行場の利用度は高くなるものと思われ、それとともに施設の強化もはかられていくものと思われる。

### 一、軍用道路の補強工事

最近、軍用道路の補強工事が目立っています。それは一面われわれ住民にとつてもよいことではあります。その補強工事の裏にある、米軍の使用度合ということを考えなければなりません。その工事も米軍が絶対必要とし、更に危険物の輸送に主に使用されている道路であることに注意しなければなりません。このことは、米軍が恒久的に沖縄に居座し、沖縄の道路をより強力な軍事物資を輸送することを前提とした工事といえるので安易に見ることは危険につながるといえる。

一、その他、登川に在つたキャンブ。キンザーがキャンブ。シエールドと名称を改め兵員増強をはかり、これまで民間人が請負つていた軍工事も、その部隊員が着手するようになり、住民請負業者の仕事に譲りやを指してきている。このように、軍事基地に関する工事も軍人がやるようになり、どこで、どのように基地が変つていこうと、われわれには予想もつかない方向へと動いていることに注目せねばならぬ。

### 一、原子力潜水艦の沖繩寄港について

那覇港内が原子力潜水艦によつてコバルト60で汚染され、沖縄の漁民をはじめ県民に放射能の恐怖を与えてきた米軍は、その補給の責任を放棄し、原潜の寄港をホワイト。ビーチに向けていますが、一九六八年には九回、一九六九年にも九回、一九七〇年には十五回、と急に寄港が増え、今年に入つて二ヶ月足らずですでに三回と四隻という原潜の寄港が目立っています。

原潜寄港が那覇港からホワイト。ビーチに集中されたこととで、一帯都市地区からは離れたとしてもその船舶そのものが装備している核兵器や放射能汚染ということに沖縄のいづれの港であろうと変りないことであり、よほど危険視せねばならない。この原潜による海水汚染と中城湾を中心とした大事故による公害問題も含めて、今後、複雑で大きな被害の出ることが予想されるので、原潜問題は今後十分検討して闘つていかねばならない。

⑥

秘密標記 (赤色)

秘

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

秘

秘

第 578 号

昭和 46 年 9 月 30 日

有記

外務大臣 殿

準備委代表事務所  
在 高瀬 代



- 事務官
- 総務
- 沖繩
- 渉外調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 登記
- 力ナグ
- 庶務

(件名)

沖縄原小協(社党系)作成の諸資料(送付)

引用公・電信  
日付・番号

標記資料1部別添送付する。



付添添付  付添空便(行)  付添空便(DP)  付添船便(貨)  付添船便(郵)

本信送付先：  
本信写送付先：  
配付先：

GA-3-1

2638

在外公館

ジョージア、ベトナム、フィリピン、ドミニカ、スミ

# 基地調査報告

1971年  
8月26日



原水協

## 目的

沖縄における米軍の動向と活動、そして軍用地関係の現地調査の一環として、問題視されていた伊江島を現地の協力を得て行なうことにした。

### 一、航空機の射撃演習について

一九七一年四月末までは、嘉手納基地を根拠にした第三十三空軍師団、第十八戦術航空団第十二戦術戦闘機中隊所属のF-4Eを主体とした演習が行われていた。天候悪化に伴い、伊江島射撃場を唯一の演習場として毎日一機程度をもつて射撃演習を行なってきたが、今年五月まで横田基地に駐留していた第三四七戦術戦闘機中隊のF-4Eを三機中隊（二機中隊は十二機）が嘉手納基地に移駐してきたため、伊江島における演習もこれまでより頻りに行なわれるようになり、演習機数もこれまでの単機演習から完全な戦術攻撃体制の四機に増強され、戦術空軍の主任務である飛行訓練による非核爆撃空中戦、核爆撃の演習を土、日曜日を除いて連日猛烈に行なっている。

伊江島における演習は対地攻撃演習が主であり、使用されている兵器は確認されているだけでも次のものがある。

第一に戦術戦闘機が装備し得る全兵器による演習であることとを確認することができた。

◎ その一つはGBM1バルカン砲（新型で六連砲身）による二〇ミリのM1一〇三銃弾を使用した実弾射撃演習が行なわれている。（そのバルカン砲は一秒間に一〇〇発を発射する能力をもっている。）

◎ 一つは人員殺傷用の破片爆弾、ボール爆弾、ナバーム弾、徹甲弾、焼夷弾等のモギ爆弾が使用されており、それらの現物構造からしてVT信管付のものと思われる。

◎ LAU-10、RL-1一六の発射ランチャーを使用して三七ミリロケット弾（対人用破片弾）

五〇ミリロケット弾（対人用破片弾）

六八ミリロケット弾（徹甲弾で火筒信管）が使用されている。

◎ パラシュート式制動爆弾 マトラ四〇〇の改造機も使用されている。

◎ 特に注意せねばならないのは戦術空軍の特徴である核爆撃演習が行なわれていることである。

それには空対空ミサイル、ブルバンプのモギ爆弾を使用している（この演習は、これまで伊江島のR-1一演習場を使用していた）

以上の演習は戦術空軍演習の範囲である。一週間に十八回、二〇時間以上演習、一週間五、七時間以上演習、二時間以上演習という規模の中で、演習場に行なわれている。

と見える。

また、一ヶ月に一回程度でベトナム、韓国、タイ軍もその演習場を研修のために姿を見せようとしている。

### 二、自衛隊との共同使用

七二年沖縄返還によって自衛隊の沖縄配備も露骨に表面化しているが、

航空自衛隊もF-66、F-104等に、米軍のF-4Eと同機種種のF-4EJを装備する段階に来ていること、アメリカとの共同作戦下にある自衛隊、またアジアにおける相互防衛という軍事的条約機體をかかえている沖縄基地を米軍から肩代りする体制にある自衛隊が米軍とともに伊江島の演習場を使用することは必至であるといえる。

この演習も現在の米軍が行なっているのと同様な規模で、非核戦、核爆撃、対空戦同様の演習になるものと思われる。

去った二〇日にも施設庁による現地調査が行なわれていること等は自衛隊が使用するという前兆であるといえる。

### 三、軍用地問題

米軍は実際使用する地を狭くして他は次々解放しているが、米軍の演習が激化しているなかでそれらの地域での農耕人に対する危険性というのはいずれも一方で土地は解放されても危険がらば解放されていないというのが現実である。

また、米軍は陸地の軍用地を縮小し、演習場を海面に広げていっているが、それらの海面での操業も危険をともなうため完全に不可能になっている。

特に伊江島飛行場を中心に行なっている重量物投下演習でキビや農作物にも被害が出ていることと

◎ 約一〇万坪に及ぶ軍用地でもない土地が投下演習地域に使用されている

◎ これらの軍用地の縮小で近日常にも解放予定地があるが復元するには余程の資金が必要とされる地域である。これらの地域も農耕地として復元すれば良い土地とされている地域ですが、米軍が支払っている軍用地料は年間一坪わずか二仙八厘しか支払っていないという状態である。

### 四、原因不明の死魚について

これまで名護市の大浦湾内で三〇一六〇匹の深海魚が半死状態で捕獲されて問題視されてきていますが、伊江島近海でも三〇一五〇匹程度のメバル、ニールバイ、アカジンが半死又は死魚として発見され漁民に大きなショックを与えている。

以上のように伊江島だけでなく、多くの問題をかかえており、七二年復帰をひかえての諸問題は深刻なものであるため、各地域でかかえている諸問題を十分把握し、それらの地域に相応する運動を強力にすすめていかないと限り沖縄返還にともなう農耕地のひびきは深くなる一方である、したがって各地域の問題点を早急に調査し、その実情を表面化していく必要がある。

# 沖繩のキキを訴える県民よだんけつせよ!!

反戦平和を守るため、沖繩の完全復帰実現、平和で豊かな沖繩をとりもどすために百万県民にとつて今が一大事の時であることを警告します。

恒久平和を築き上げることが一人ひとりが自からの心に再確認して、沖繩戦において尊い犠牲となられた御霊に対して、「あなたがたの犠牲はけつして無駄にはいたしません。必ず平和の郷土を築きます」と、誓い、勇気ある団結と連帯の行動を起こすよう訴えます。

現在沖繩の歴史上八十年來の早魃という天変の起きていることはまさに天のくだせる警告にほかなりません。衆生（人民）は総てが平和を求めております。

法華経壽量品に「我が此の土は安穩にして天人常にじゅう満せり 宝樹華果多くして 衆生の遊樂するところなり」以上経文

平和で豊かな沖繩とは、このような理想なところでなければなりません。

そのためには先ず次のことを団結の力で勝たねばなりません。

一、毒ガス兵器の即時・安全・克つ完全撤去と、一切の損害賠償をアメリカは直ちに行なうよう要求する。

一、自衛隊の沖繩配備に反対し、けつして配備を許してはいけません。

自衛隊とは日本国憲法に違反した明らかに軍隊であります。武器を持つこと、軍隊を持つことによつて国益になるといふことは間違つた考えであります。日本は軍隊が居つたために敗れ、沖繩は多くの犠牲者を出し、悲惨な歴史をつくり、苦難の二十六年間を過ごしてきた。

専守防衛・自衛のための軍隊というがけつして人民を守らず、資本家の生命と財産を守る番犬にほかなりません。かえつてそのため二十六年前の如く人民は犠牲と死を強要されます。

誤まちを再び繰り返してはならない。

一、軍用地の再契約を地主は拒否して下さい。

アメリカ軍が出て行つても自衛隊が入つたのでは、アメリカ軍よりも一層仕末が悪くなります。

一、デモ規制立法化に断固反対し、紛碎しましょう。

これは本土の破防法に等しく、立法化された後はいくらかでも拡大解釈されて使われます。大衆運動を弾圧し、人民の平和を破壊してしまふ恐しい法律であります。絶対に立法化させてはならない法律です。

一、軍港湾の働く仲間、闘いに連帯の支援活動を起こそう。

1、米軍は軍港湾労働者の争議に不当な介入を直ちに止めよ。

2、日本政府は軍港湾労働者の正当な要求を認めよ。

軍港湾労働者の争議はこれからも、米軍に日本政府、資本家が肩替わりしても必ず働く者の上には起こる問題であります。働く者の生活と権利を守るために連帯の闘いを起こしましょう。これからの米軍に替るものは日本政府であり、死の商人たちであります。

六十日間の長期にわたり固い結束の闘いを続けている軍港湾の闘争は、今後の労働者の平和な生活と権利を守るための総労働者対総資本家（権力）との闘いといつても過言にならないでしょう。

軍港湾労働者に連帯の支援活動を起こして下さい。

天の御容色を拝するに、いまこの一大事の時、事大主義に陥入り、勇気を失うことは、美しい丘、きれいな海と空にかこまれた南国の楽土・郷土沖繩を悪魔の手中に売却することであり、す。悪魔とは、日本政府であり、一連の死の商人であり、沖繩自民党の連中であり、自民党は沖繩を観楽地（バグチ場）と軍事基地と軍需工業地にしてしまひます。

いまからでも遅くはない。

県民の希求する平和を築き、明るい豊かな沖繩をつくるために、復帰協・革新共闘会議に団結しよう。

一九七一年七月十四日

毒ガス移送期間中の住民の安全と健康を御祈願しながら軍港湾闘争小屋にて

沖繩・日本山妙法寺（復帰協内）

主任 利根川栄正合掌

毒ガス撤去・自衛隊配備反対・デモ規制法

立法化反対・軍港湾争議支援

県民の団結を訴える祈願断食

日本山妙法寺

被爆26周年

原水爆禁止世界大会

沖繩関係 資料



原水爆禁止沖繩県協議会

## 沖繩における軍用地接收のあらまし

米國政府は一九四五年四月、沖繩上陸以来今日に至るまで、彼等が必要とする土地を一方的に接收し、その使用を継続してきている。

このように一方的に米國が沖繩の土地を接收してきたその根拠は、対日平和条約の発効前は占領であり、その後は対日平和条約と米國の軍事優先政策である。

対日平和条約の発効は、米國が沖繩の土地を使用するための一大転換をもたらした。それはこれまでの占領者としての立場から対日平和条約の発効で戦争状態から平時にもどり、戦時法規の適用から排除されることになった。

そこで米國は沖繩の土地を使用するため、一九五二年十一月一日に民政府布令第九十一号を公布した。

その布令は琉球政府行政主席と土地所有者との間で借地契約を結び、その土地を米國政府が行政府から転借りするという方法をとっているが、両者の結ぶべき契約の内容は米國政府によって示されており、地主は自分の土地を貸すの地位、契約期間等について一言も自分の意見を發表する機会がなかったわけである。

このように、契約の真意に反し、圧迫を受けた契約を拒否することは地主として当然のことであり、一方的な布令はここに失敗した。

そこで米國は、一九五三年四月三日に民政府布告第一〇九号を公布した。その布令は土地使用令と呼ばれ、強制的に県民の土地を使用、収用することを目的としたもので、米國が強制的に土地を収用した際の損害に対して、いかなる補償を実施するかの規定がなく、不徹底の規定で公権力を行使しようとする米國の基本政策を露骨に表してきた。

そして、一九五三年十二月五日に民政府布告第二十六号が公布され、同布告が公布されるまで米國政府によって使用、占有されていた土地に対して同政府の使用権を黙契によって認めるといふもので、法律に認められないような使用権を一方的に地主の黙示の中に契約を認めさせようとするものであった。

更に一九五九年一月十三日に布令第十八号を公布し、一括払いを廃棄し、一九五九年二月十二日には布令第二〇号を公布し、今尚沖繩の土地は米國の必要によって一方的な意思によって接收されるように布令をもって示しており、賃貸料も米國が査定して支払われるようになってきていること等、自分の土地でありながら米國が必要とした場合は布令二〇号をもって接收されるという、沖繩県民の権利を無視した軍事優先植民地政策が今尚沖繩には適用されているのである。その布令一、二〇号による契約書には米軍が一方的に決めた条文として「合衆国政府はこの契約の期間中その希望により当該土地にいかなる変更を加え、かついかなる地上物件をも設置する権利を有する。これらの地上物件はすべて合衆国政府の財産であり、合衆国政府はこの契約の期間中これを撤去し又は処分することができる。」となっているように沖繩県民の土地は米軍の一方的な契約条件で使用されている。

## 軍用地の現況

戦後沖繩の土地は米軍の一方的な軍事優先政策の中で、米軍が必要とする地域は強制的に接收され、不必要とする地域は返還されるというように、米國の意のままにされてきているため、その面積も一定しておらず、変動が多い。

一方、軍用地の開放も基地縮小というように大きく宣伝されていますが、このように米國が不必要とする土地を開放することは、土地代の種減にあるようだが、一方必要とする土地は、これまで農民が米國からの土地代だけでは生活が維持出来ないため、軍が使用していない軍用地を黙認耕作地として耕作してきた土地を次々と取上げ、軍施設の拡大強化をはかってきている。しかし、これらを取上げることについては一言の宣言もなされず、その面積についても明らかでないだけに大規模に見た場合、沖繩の軍用地が大きく開放され、それにもなつて基地縮小がなされているような印象を与えている。

また、これまで開放された土地は沖繩の十五市町村が地域開発に必要な土地として米國にその開放を要求していた五四〇万八千九百坪は含まれていないことや、最も大きな問題は開放された土地の大半が農耕地として適せず、中にはコンクリートが敷かれていたり、採石場としてぼりとられたり、石ころ地域となつていたり、米軍によってその形態

が変えられ、それを復活するには莫大な費用がかかる地域のみであるにもかかわらず、米圃はその復元補償の請求権に対しては放棄されたとして一件もとりあげていないことである。

また、県民に開放したという軍用地は、名目ばかりで引続き米軍が降下演習等に利用し、その被害が繰出している地域もあって、不合理もはなはだし。

特に軍用地の開放が大きく宣伝されている反面、これまでの黙認耕作地は全軍用地の三〇%であったのが、最近では約二五%弱にまで取上げられてきている点にも注目すべきである。そして、それらの土地は、基地の拡張強化として完全に利用されてきていることから沖繩の軍用地の事後的利用評価はこれまで以上に拡大されているといえる。

また、開放された軍用地の使用については、自衛隊の沖繩配備やそれらと連系する軍需産業資本がその買取りに懸命な動きをみせていることなど、沖繩の七二年返還を前にした軍用地開放問題も一面は開放宣伝であり、また一面は日本の軍需産業の手中に入りやすい策動の中で複雑をきたしている。

### 解放された軍用地の問題点

先にも述べたように、米軍が必要としない土地については次々開放されてきていますが、それらの土地のなかには米軍が占領した当時一方的に接収し、基地建設のために変形変質している土地が多く、開放地域の中にはその境界を設定することさえ不可能な地域もあって、開放とはいわれながらも事後的にはそれらの境界を設定し所有者を明確にするまでに至っていない所が多い。

また、米軍は基地の安上り維持を計画し、これまで軍事基地として直接使用してきた土地の周囲も軍用地として接収し軍用地料を支払いつながり黙認耕作という形で農民に耕作を許してきたものですが、それらの土地も直接必要部分を残して開放されている所もあります。それらの地域における一例をとりあげてみますと、恩納村安富祖部落近くには米軍の射撃演習場と不発弾処理場があり、その基地を中心に部落までの間、約三、〇〇〇メートルの距離内は黙認耕作地としてこれまで米軍が演習をしない土曜の午後と、日曜日をみはからって農耕し、安い軍用地料の補てん収入を得てきたのですが、昨年この地域は射撃演習場と不発弾処理場の周囲わずかを軍用地として強し、その他は開放されました。米軍の演習は相変わらず行なわれ、そこからの流弾や破片の飛来は従来と変わらず、自分の土地としてもどってきもの、その地域に立入りする危険度は何ら変わらないため、従来通り米軍の演習をみはからっての農耕しか出来ず、軍用地料ももらえず、危険やそれらに対する保障もなく、だからといって、それらの土地を利用して収入を得ようにも危険がともなうという状態にある。

また、七二年返還を前にして沖繩の軍用地が大巾に開放され、それにもなつて大巾な基地縮小が行なわれるかのような印象を与えています。それは今年六月三日までに約一五二万六千三四〇坪の軍用地を開放するという米民政府発表が大きな開放論にとらえられていると思われませんが、その開放地を今年六月二十九日、日米間で取決められた「沖繩の直接防衛責任の日本国による引き受けに関する取決め」の合意議事録の内容や、安全保障条約第六条に基づく地位協定第二条での返還基地のリストを見てもわかるように「米国政府が現に使用している設備および用地で沖繩の復帰のさい、またはその全部または一部が使用を解除される」という基地等を総合的に見てきた場合、それらの開放地で実質的に県民の手にもどってくる土地はわずかであり、そのほとんどが自衛隊に肩代りされるといふ条件付きの土地であつて、自衛隊を沖繩に配備させるために選定された軍用地開放であるのみならずなればならない。

また、それらの土地のなかにはすでに開放され軍用地料支払いが打ち切られていた土地もありましたが、それらの土地が国有地と隣接しているという条件にある地域においては名目上は開放されているながら今尚米軍の降下やヘリ、戦車訓練に使用されている所もある。一方沖繩返還にもなつて問題視されている恩納村のVFA施設用地等のように開放された場合には地主をはじめ村財政がその影響を受けるといふように開放されたら困るといふ全く逆つた様相をもつている地域もある。それも長い間軍事基地に依存した財政から脱却することができず、開放された場合の高度利用計画を有していない一部市町村にはそのような状況もあつて沖繩における軍用地問題はただ表面だけをとりえていくわけにはいかない。また、返還協定に基づく基地リストのなかには七ヶ所程も布令二〇号による手続きをふまない、いわゆる許可制の年次契約（市町村と軍との直接契約）があり、その七ヶ所の地域のうち五ヶ所は一九七一年七月一日から契約を解除し完全な民有地であるにもかかわらず、その地域まで返還協定に軍用地リストにあげてあることや、残る二ヶ所も地域住民としては契約反対であるにもかかわらず、該当市町村では更新契約を結んで

いるという県民無視の謀策がある。また、軍用地としても一度も契約をしたことのない地域を米軍が公然と演習に使用している地域もあつて、それらの地域で起きている諸問題をもちと具体的に把握し、それぞれの地域条件に相俟する軍用地の高度利用計画を速急に樹立し、その計画を推しすすめる課程で軍用地の再契約を拒否し、二度と軍事に土地を譲渡しないための運動とともに、返還されれば現在の黙認耕作地は本土の「農地法」から除外されるといふ本土政府の沖繩に対する施政のあり方等、布令二〇号の問題や自衛隊配備にかかわる基地拡張条件といふこと等をもつと具体的に研究し、七二年返還を前にして起きている複雑なおもわくを一つ一つ解決していくことが、基地撤去を實現し、二度と軍事基地をつくらさない運動の質的前進であるといえよう。

### 最近における米軍基地の主な動きと恐るべきその実態

#### △核兵器のシステム強化について

一九六一年三月十三日米軍は「沖繩の四ヶ所にメイスB基地を建設する」と発表し、一九六二年十月にはそれが配置され、それ以来沖繩の「核」といえばメイスBに主眼がおかれてきた。

しかし、そのメイスBも一九六九年十二月三〇日を期して解雇され、現在はメイスB弾頭が撤去されたあとの発射サイトを残すばかりとなつてゐる。

このメイスBは沖繩に配置された当初から必ずしも全サイト（一基地八サイト）が核弾頭付きだったとは言いきれないものがあり、ただ抑止力としての基地に重点が置かれていたことは、当時の基地形態や國際的情勢から判断することができますが、一九六六年十月ベトナム戦争が激化していくなかで宜野湾市普天間に全世界に十六ヶ所しかないといわれている地上局、軍事衛星通信局が開設され、沖繩も世界的な軍事通信機構のなかに組み入れられた。その開設と併行してメイスB基地のシステムが全面的に強化され、これまでメイスB基地に見当らなかつた鉄塔のレーダーが新設された、そのシステム強化とともに沖繩のメイスBが初めて「核弾頭付き」に置き替えられたと伝えられている。

このシステムの強化というのは、これまで四ヶ所の基地にはそれぞれ基地司令官が一人づついて、万一の場合は米本國の司令を受けて、その基地司令官の命令でメイスBの発射が可能を任組みになつていたが、この宇宙局が開設されると同時に、各基地に新設されたレーダーは普天間の第九軍司令部内の司令部に直結されるようになり、宇宙局のレーダーは高度な電波装置が設けられ、メイスBの発射司令系も四ヶ所の基地を統合して第九軍司令部に置かれるようになり、沖繩における核の司令系が大きく変化し、メイスBがまぎれもなく核弾頭を装備していることを裏証したのである。

そのメイスBが撤去されたといふことで一九七〇年以来沖繩における核の有無が問われ、いろいろの見解と論議を呼んでいます。

そのよりな情況のもとで、一九五九年一月以来沖繩に配置されてきているナイキ・ハーキュリーズについては多数の人々が関心を寄せていないことに特に注意せねばならない。それはナイキ・ハーキュリーズとメイスBの両兵器としての利用度とその貯蔵管理に若干の相違はあつても、日常の管理上からした場合その安全度というのは比較にならないところがあり、ナイキ・ハーキュリーズに対する危険感というのは高くなければならぬが、ナイキ・ハーキュリーズが通常兵器同様にみなされていることは最も危険なことであると同時に、日米両政府がかくしたがり、表明に出でることをおそれていることに同調しているとみなされても仕方のないことであり、日米両政府にとつてはこの上ない好都合なことといえる。

一方、これらの核兵器の貯蔵、補給、運搬体制（航空機、通信レーダー）については部分的な評価しかなされてきておらず、核をとりあげる場合のそれととりまく総体性には大きく欠けてきていることも、日米両政府の理屈と核かくし政策に協力しているようなものであり、核兵器を論議するまでには至っていないかつた。それが沖繩の核基地としての存在をあやまらせ、核兵器に対する見解さえあいまいな方向へと日米両政府のペースで巻き込まれてしまつてゐるといえる。

そのように核に対する見解が部分的にのみ論ぜ合われている間は、いくらでも核をかくし、整備することができるといふことは、われわれが最も重視せねばならない問題である。

また、いくら核兵器が沖縄に貯蔵され、配備されているといわれようと、その弾頭なる実物を見ない限り信用しないというのが日本政府の常用語である。

その弾頭の実物を見る機会を得るといふよりも、それ自体の運搬体制、管理体制等も十分心得るといふことが最も重要であり、それを知らない限り一号線道路や那覇市内を核運搬してもわかるはずがない。また核基地として証明し得るにもそれに関連する条件をそろえることによつて立証できるものであり、今日までのように核兵器の問題についてはその弾頭のみにとられすぎで、核基地を組みだてる他の条件についてはふれられても核に関連させることができず、その部分的な一基地としかたえられていないところに日進月歩を遂げていく核体制におぼつかない点があり、核兵器に対する認識すらうすらいでいくのである。

そこで核兵器といわれる兵器の種類は数知れない程のものが開発され、その破壊力においても使用目的やその機能によつて一様でなく、一キロトン（広島型の120）という最小型からメガトン級までのものが配備され、今やバガトン級核兵器すら開発されようとしていることは承知の通りであります。沖縄にはそれらのうちの戦術核兵器のほとんどが貯蔵されているとみなさなければならぬ。それはいろいろの条件をもつていえることですが、紙面をもつてここで言いつくすことは困難であるため、その中で最も重視せねばならないナイキ・ハーキュリーズによつて簡単にのべ、最近における基地の動きの一つとして報告します。

沖縄のナイキ・ハーキュリーズは一九五九年一月に開設され、沖縄本島十六ヶ所にその基地が建設された。（発射基地八、誘導レーダー基地八）、そのナイキ・ハーキュリーズもこれまで核とか非核という論議を呼びながら、今だにその答は明確でない。

しかし、一九六九年七月の米下院歳出委員軍事建設小委員会で、「米国のアジアにおける基地の再検討」が行なわれ、それに基づくように、沖縄のナイキ・ハーキュリーズ六基地（発射基地三、レーダー基地三）とホーク・ミサイル三基地が廃止され、更に構成替えが行なわれて沖縄のナイキ・ハーキュリーズ基地は十基地（発射五、レーダー一五）になっている。しかし、アメリカがいつているように、その基地が撤去されたからとて沖縄の基地機能が低下することはない」という発表はその通りである。

それは従来のナイキ・ハーキュリーズは通常兵器で占められていたものを、その六基地の撤収で通常兵器のなかに核弾頭付きが組入れられたためその六基地の機能を補強するに足らたといえる。その核弾頭付きが組入れられた時点でそれらの誘導レーダー施設が改設強化されたことでもそれを裏付けることができる。

最近では、そのナイキ・ハーキュリーズが全面的に核弾頭付きに置き替えられつつある。それは今後の動きが重要であるがすでにそれを裏付ける建設工事がすすみ、一部は完成している。

その裏付けとなる条件の一部としてナイキ・ハーキュリーズ基地の発射台（ランチャー）が核弾頭付きに切り替えられていることと、最も重視せねばならない誘導レーダーと通信、更に司令系が強化されている点にある。

そのレーダーというのはこれまでの誘導レーダーに加えて高度な電波を利用した鉄塔型の円心レーダーが新設され、メーソンの司令系体と同じようなシステムが開設されつつあるところに大きな変化が予想される。特にレーダーによるシステムの強化は核兵器の存在を裏付ける例よりの証拠であり、沖縄の核抜きがうたわれている中で、一方ではそのように基地機能が核を中心にするにますます強化されている。

また、ナイキ・ハーキュリーズと関連することでは、自衛隊の肩代りである。これまで述べてきたようにナイキ・ハーキュリーズをとつてみても沖縄の核体系は強化の一途にあり、核強化による兵員の縮小、軍労働者の縮小がはかられています。そのように核体系が強化されていくナイキ・ハーキュリーズ基地を自衛隊が肩代りすることは、まぎれもなく自衛隊の沖縄配備と同時に核体系の中に組み入れられることになるのはだれも否定できないだろうし、自衛隊がその引金をにぎらなくても、自衛隊が核体系の中に組み入れられることはないという証拠を立てるには例もないといえよう。

結局、沖縄基地のもつ陸、海、空、海兵から核兵器に関連する一切のものをとつてのけた場合、そこには何も残るものがなく、沖縄基地の機能は〇に等しくなるといえる。したがって沖縄の核抜きは基地の完全撤去をもつてのみ証明しえるのである。

## 空軍保安部隊が統合し、海兵隊による保安部隊が新設

嘉手納基地内にある保安航空団属下の第六九二七保安大隊が、これまで恩納村万座毛に基地をもって空軍の保安を担当していましたが、その大隊が六月初めに嘉手納基地内の保安航空団に統合された。

その後を継いで六月七日付をもって第三海兵師団第九水陸旅団に属する偵察大隊（キャンブ・シュワープ在）が新しくその任に当たっている。

この保安部隊の任務は、偵察機や情報収集艦から送られてくる情報を受け、それを整理分析し、指令を出し、必要な情報を上級司令部やハワイ、ワシントンに伝送する任務と、共産圏や中国等約四〇ヶ国といわれる諸国と同盟諸国の電波を傍受し、敵に機密がもれないような対策をとるところのいわゆる保安任務、更に軍事通信用電波や放送を傍受し、敵の機密をキヤッチする情報活動をやる部隊で、そこには高度な通信技術や、電子工学、暗号、解毒等を身につけた将校クラスと一般の専門家が任務に当たっていて、基地内の機密保全は特別嚴重な基地とされていた。それが今度、空軍から海兵隊に引き継がれたことは、今後の沖縄基地をはじめ、アジアにおける米軍の作戦に大きな影響を与えるものであるというまでもない。

それは沖縄基地が今後海兵と海軍によってその主力が占められていくことと、空軍において嘉手納基地を根拠にして日夜共産圏のスパイ活動をしているSR71電子偵察機を中心とする保安活動を強化していくことを意味するものであり、沖縄基地の動向がここに明確に示されてきたといえる。これらの動きについては、最も慎重に分析するとともにアメリカが七〇年代の戦略計画を海上のボラリス、ボセイドンに置いていることからしてもそれらの計画が沖縄を根拠にして展開されていくことも含めて今後の沖縄基地の動向というのを高い次点から調査分析していく必要がある。

以上述べた二点については沖縄基地の今後の動向を示す点で最も重要なことであり沖縄の基地全体がそれらの機密のベールの中で活動していることを認識し、基地縮小や米兵の撤退、自衛隊の沖縄配備という複雑な情勢にあるとはいえ、それらの重要な問題を見のがすことはできない。これを見のがすことは、今後の沖縄基地問題に取組んでいく上でも大きなあやまりを起す結果になりかねないので、戦後沖縄に米軍基地が建設されて以来かつてなかったこのような大きな問題を積極的に究明し、その斗いを強化していかなければならない。

## △自衛隊と沖縄

沖縄の返還という言語は今や消え去り、それに代って自衛隊配備と、米軍基地の動向が政治、経済問題の焦点となり変ってきた。

その自衛隊の沖縄配備も内外の策動が異変し、自衛隊の沖縄配備の目的についても、日本政府は、災害復旧や、救難作業等、県民の生活に直接影響する耳ざわりのよい文句をとりあげ、軍事面のことにはひかえぎみを出してきている。このことは、とりわけ、県民感情をやらわらげる宣伝と工作を前提にして県民の思想緩和をはかり、それを舞台にして実質的な自衛隊配備を何の障壁もなく進駐しようとするものであり、その作戦はもはや県民が感知しない間におそいかかっている。

それは観光にみせかけたボスターによる軍国主義思想の啓蒙、戦史研究、戦跡めぐりを口実とした自衛隊PR活動、軍楽隊を派遣しての奉賛演出、元自衛隊員を一般企業へ転入させての啓蒙、慰霊祭を名目にした観光団の自衛隊思想の宣伝と軍国主義思想普及、日の丸をはためかせた自衛隊のひんばんな寄港、自衛隊機の飛来、カッコいゝ制服自衛隊を見せつける街頭遊説、戦跡地を復旧して観光化した軍国主義思想の普及、沖縄出身隊員の帰郷を利用したPRや、高級者や、団体役員との緊密な接触による感情のなれあい、自衛隊員家族を自衛隊機でもって本土観光をさせていること、日本政府高官の来県を利用してヘキ地市町村や自衛隊配備予定の該当市町村への特別援助金の交付取付けや、財界人との懇談会開催での感性のなれあい、自衛隊志望者の身元調査を行政府、市町村役所の一部機関が行なっていることからの感銘緩和というあらゆる方法、手段が沖縄で現に行なわれているその現実をし

かともつめ、沖縄の将来に何を残すことのないよう、自衛隊問題を自分の問題として取組んでいかねばならない。その認識と闘いが反戦平和の闘いであり、疏散処分をくい止める唯一の闘いでもあるといえる。

しかしながら、自衛隊の沖縄配備に向けられた闘いは不充分といわなければならぬ、自衛隊の沖縄配備に対し自衛隊幹部は「緑と常夏の沖縄を」沖縄で反軍斗争が起きるのは米軍が居るからであり、われわれの自衛隊が中にはいれはうまくおさまる」を誘い語にして沖縄配備隊員の工作を行っており、中曾根元防衛庁官は「声なき多数の沖縄県民は自衛隊配備に反対していない」ことをくり返し強調し、沖縄県民の戦争否定、軍備反対という心の底にひそむ根強い真の県民意志を知らなすぎる発言や行動をしている。

そのように権力をタテに、沖縄県民の真の心境を無視した自衛隊の沖縄配備計画は、県民不在の政策であり、そのような日本政府の蔽護はやがて、戦争に反対し、平和を求める県民を追放し、沖縄をして軍国主義復活への全県民一致のべールに仕立てていこうとするものであって、大変危険な方向へと進んでおり、許してはならない問題である。

また、自衛隊の沖縄配備によって起こり得ることは軍備は当然なことながら、一般県民に及ぼす心理的、物理的被害も増大することは必至である。現在でも狭い沖縄の陸地の上では、米軍車輛が約六万台、県民の車輛が約十万台という車がかとこ狭ましと走り、それによる交通事故の量も毎年増加してきている現状に、更に自衛隊の軍用車、自家用車、自衛隊とバイクを一つにする資本側の車輛の増強等で起きる県民に与える致命的事故は想像を絶するものがあると同時に、軍隊という支配権力と思想は、これまでの米軍相手から更に日本軍という二重の圧力、弾圧がおそいかかってくることになる。それらから派生する諸犯罪をはじめ、県民のための県民政治に及ぼすはかり知れないゆがめられた政策の強要等、直接県民に与える悲観点問題が大きな波をつくっておしよせてくることになる。

自衛隊配備によって軍事的被害の他に前述のような予測できない事態が沖縄全島にはびこってくることを充分認識し、それらの暗害と対決した闘いがいわゆる、国民を守る闘いであり、自分を守る闘いであるといえよう。

沖繩違憲訴訟（原爆医療法にもとづく医療費請求事件）

原子爆弾の投下によって敗戦をむかえた日本は終戦とともに日本の領土であり、日本の国民である沖繩の施政を敗戦の代償として米國に売り渡し、沖繩県民をして他國民扱いにし、その中でも同じ日本國民であり、同じ原爆被爆者である沖繩在住被爆者は本土においては昭和三十三年に原爆医療法が立法され、不十分なながらも被爆者に対する医療保障がなされたにもかかわらず、沖繩の被爆者は日本國民として、日本國憲法の適用を受けることもできず、ひたすらその差別を受け、異民族施政という異常とその暗い社会の片すみで人知れぬ苦惱を続けてきた。

そのような日本政府の違憲を許しては沖繩の被爆者に限らず全県民が日本政府の差別から脱却し、真の人間回復をもちとることは困難であるということ、アメリカの核基地のなかで生活する原爆の実体験者としてそのような日本政府の政治姿勢を許しておくことは三度原爆被爆者を地球上につくり出す結果になりかねないという立場から、沖繩在住被爆者五人が結集し、同じ日本國民でありながら、日本國憲法を適用しないことは憲法違反であるという理由で國を相手とって違憲訴訟を提起したのである。

そして一九六五年九月九日の訴訟提起以来これまでに三十二回の公判が開かれていますがその間に原告の真喜志津留子さん、翁長生さんらが出廷し、東京地方裁判所法廷で原告人としての訴言を行なう等その運動の一面の推進ははかられてきた。

しかし、それらの運動も被爆者の体力的経済的弱さということと、社会的にまだまだ理解されていないことも相まって原告自らの力でそこまでもつてくるにはとうてい不可能であり、これまでの運動もこの訴訟の原告弁護団の献身的努力と本土、沖繩を結ぶ諸団体の支援によってなされてきたというのが実情で、その運動もある部分的な活動者のみに理解されているにすぎず、この訴訟事件のもつ意義がまだまだ全県民に理解されていないようである。

この訴訟は単に原告五人の問題ではなく、違憲としてとりあげたところの大きな人権回復の意義は戦後二十六年も日本國憲法下におかれなかつた全県民の問題であると同時に軍國主義を復活し、核武装をもくろむ日本政府のあやまつた政策を反省せしめる重大な斗争である以上、この訴訟のもつ真の意義を全県民的にとらえ、原告五人を包む広範な斗争が必要であり、七二年返還によっておしよせてくる日本政府のいかなる権力や謀略にもめげず必勝を期して闘い続けていくことが原水爆禁止運動のもつ大きな課題であり、日本政府のたくらむ第三の琉球処分を阻止する闘いにも通ずるものと思われまます。

次に参考までこの違憲訴訟の訴状の写しを添付致します。

訴 状

沖繩県那覇市字真嘉比九三 原告 丸 茂 づ る  
 沖繩県浦添村字大平二五 原告 花 良 順  
 沖繩県那覇市徳川一四 原告 長 生  
 沖繩県那覇市寄宮二八三 原告 真 喜 志 津 留 子  
 沖繩県那覇市寄宮二八三 原告 真 喜 志 津 留 子  
 右訴訟代理人弁護士 別紙記載のとおり  
 東京都千代田区霞ヶ関一ノ一 被告 石 井 光 次 郎  
 右代表法務大臣

原子爆弾被爆者の医療等に關する法律にもとづく医療費請求事件  
 訴訟物の価額 金三十万二千四百八十八円  
 貼用印紙 金 円

請 求 の 趣 旨

被告は、

- 原告丸茂つるに対し、金二千八百八円
  - 原告謝花良順に対し、金五万 円
  - 原告翁長生に対し、金九万六千 円
  - 原告真喜志津留子に対し、金十万三千六百八十円
  - 原告真喜志オトに対し、金五万 円
- および、本訴状送達の日翌日より完済に至るまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。訴訟費用は被告の負担とする。この裁判を求めらる。

請 求 の 原 因

- 一、原告等は、いずれも沖縄県に居住する日本国民である。
  - 二、原告等は、いずれも原子爆弾の被害者である。
  - 三、原告等は、いずれも沖縄県に居住する日本国民である。
  - 四、原告丸茂つるは昭和二〇年八月六日、午前八時一五分、広島市吉島町所在の南大橋（爆心地より一八軒）を通行中、アメリカ軍の投下した原子爆弾の爆発のため、両腕、顔面に火傷を負い、両耳は、腐れ落ち、顔面がクローイドのたぐひになりまた両腕の力はなくなった。
  - 五、原告謝花良順は、右日時広島市内の第二陸軍病院（爆心地より二・四軒）に入院中被爆し、腰部にガスの破片が多数入る重傷を受け以来の腰の痛みがつづいてゐる。
  - 六、原告翁長生は右日時、自宅より登校中広島市比治山（爆心地より二軒）で被爆し、以来、心臓が動悸するなど、健康状態が良くない。
  - 七、原告真喜志津留子は昭和二〇年八月九日、午前一一時、長崎市恵比須町所在の大同生命長崎支社（爆心地より二・六三軒）で勤務中、アメリカ軍の投下した原子爆弾の爆発による放射能、熱線を受け、以来、疲労が激しく、病弱体になった。
  - 八、原告真喜志オトは、右日時、長崎市本原町の自宅（爆心地より約一・五軒）で、被爆し、そのため皮膚に赤い斑点ができ、口、鼻から出血し、髪の毛がぬけるようになった。
  - 九、原告等は、前記被害疾病のため、自費で医師の治療を受けた。
  - 十、原告丸茂つるは、昭和二十一年一〇月、沖縄に引揚げ、各地の病院で治療を受けたが、昭和二十九年四月より昭和四〇年までの間に那覇市牧志町の福福医院で、気管枝炎の治療を受け、金二千八百八円を支払った。
  - 十一、原告謝花良順は、昭和二十三年一月沖繩県今帰仁村に帰り、昭和三十四年七月四日、那覇市壺屋の浜松病院で脳部に入ったガラス片の取出手術を受け医療費として、金五万円を支払った。
  - 十二、原告翁長生は、昭和二十二年七月沖繩県那覇市に帰り、以来、心臓の動悸が止まらないので、那覇市の那覇病院で通院治療を続けており、昭和二十二年四月一日より現在までに金九万六千円を支払った。
  - 十三、原告真喜志津留子は昭和二十一年一月沖縄へ帰ったが、激しい疲労がとれず、以来那覇市寄宮の大浜病院へ毎月一、二回通院し昭和二十二年四月一日以降現在まで合計金十万三千六百八十円を支払った。
  - 十四、原告真喜志オトは昭和二十一年九月沖縄へ帰ったが、心臓亢進のため、那覇市壺屋町の屋富祖医院へ通院し治療を受け、昭和二十二年四月一日以降現在まで金五万円を支払った。
- ところで「原子爆弾被害者の医療等に關する法律」（昭和二十二年法律第四一号）
- （以下原簿照査法と略す）第一四條第一項によれば、
- 「厚生大臣は被爆者が緊急その他やむを得ない理由により指定医療機関以外の者から第七條第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは医療の給付に代えて、医療費を支給することができる」とある。

この規定は単なる自由裁量規定ではなく、原告等のように、その居住地に指定医療機関が存在せず、また本土の指定医療機関で治療を受けることが極めて困難な立場にある者に対しては、その受けた医療について、医療費を支給すべき義務があることを定めたものと解すべきである。

五、したがって、原告等が受けた前記医療は、原爆医療法第一四条第一項の緊急その他やむを得ない理由により医療に該当することは明らかである。

そこで、原告等を含む沖繩在住の被爆者等は、日本政府に対し、その支払った医療費の給付を要求したが、國は、その要求に応じない。

六、日本国民は法の下に平等であり、差別されることが許されない以上、沖繩県に居住する被爆者も、本土の被爆者と同様の保償を当然、受ける権利があり、原爆医療法が適用されることは言ひまでもない。

また、その実施についても、本件のような金銭給付は沖繩における國權の行使行為そのものではなく、その履行は可能であるものは勿論、琉球政府にその施行を委任するといふ方法によっても実施は可能であり、他に幾多の事例も存在している。

七、よって、原告等は原爆医療法第一四条第一項により請求の趣旨記載のとおり判決を求めらる。

昭和四〇年九月九日

原告等代理人  
別紙のとおり

東京地方裁判所  
御中

昭和四〇年〇月〇七七八二一號

昭和四〇年二月一日

被告指定代理人

原告 丸 茂 外 四 名  
被告 國

小 藤 鹿 網 岡  
林 堂 内 代 田  
定 清 全  
人 裕 三 毅 康

東京地方裁判所民事第三部 御中

答 弁 書

請求の趣旨に対する答弁  
原告らの各請求を棄却する。  
訴訟費用は原告らの負担とする。  
との判決を求めらる。

第一項 原告らが沖繩に居住する日本国民であることは認めらる。

第二項 原告らがいずれも広島市または長崎市に原告ら主張の日に時に投下された原子爆弾の被爆者であることは認めるが、原告らの被爆の場所については不知。

原告らの症状については、昭和四〇年三月から四月にかけて日本国政府（総理府特別地域連絡局）が行なった医学的調査の結果によれば、大要次のとおりである。

- (一) 原告丸茂つる 左顔半面および四肢にやゝ広汎な火傷痕があり、左眼外側角は、瘡痂に左方に引張られている。左耳朶は、瘡痂化し変形化している。全身状態は可良で、その他著変なし。
- (二) 原告謝花良順 榮養可良。背部にケロイド（中等度）あり。背部一面に多数の傷痕が認められ、その部の皮膚は膨隆し、褐色となつてゐる。第一一胸椎右側に拇指頭大の圧痛がある。硬度彈性軟、移動性制限、これ種瘤一個あり。胸腔内外に異物残留が認められる。一五横指幅肥大の肝腫あり、硬度軟。圧痛軽度証明す。
- (三) 原告翁長生 頭部、背部に広汎な火傷痕がある。下部胸椎に叩打痛、膝蓋腱反射左右ともに亢進、両下肢に錐体路徴を認める。上肢は神経学的に正常。外傷によるかもしれない腰椎疾病がある。
- (四) 原告真喜志津留子 榮養中 脈博七〇 蓋 心音純 心濁音略正常、心臓ノイローゼ、高血圧、他に特別の所見を認めない。
- (五) 原告真喜志オト 榮養やゝ低下。一横指幅肥大肝腫あり、硬度やゝ増強、圧痛なし。両下肢に錐体路徴が認められる。頭神経異常なく、心音純。脳動脈硬化。その他外診上著変なし。

第三項 原告らの受爆状況は不知。  
第四ないし第六項 争う。

#### 被告の主張

原告らは、本件訴訟において原爆医療法第一四条に基づいて医療費の支給を請求されるが、同法は、沖縄および沖縄に居住するその住民に適用されていないから、原告らは、同法に基づく請求権を有しない。

以上その理由を説明するとともに、併せて沖縄に居住する原子爆弾被爆者に対して日本国政府のつとめる救済措置の経路にもふれることにする。

#### 一 沖縄および沖縄住民の地位

日本国との平和条約三条によれば、沖縄を国際連合の信託統治制度のもとに置く提案が可決せられるまで、合衆国は、沖縄の領域及び住民に対して、行政立法及び司法上の権力を行使する権利を有する趣旨が定められている。この結果、沖縄は、依然日本国の領域に留まり、その住民は、日本国民ではあるが、これらの地域および住民に対しては合衆国が施政権を行使することとなった。従つて、日本国は、潜在主権を有するにすぎず、これらの地域および住民は、日本国の施政権の行使の対象から外されるに至つたのである。

#### 二 原爆傷医療法は、沖縄に居住する沖縄住民に適用されない。

沖縄は右に述べたように日本国に潜在主権はありながら、その施政権は合衆国に属するといふ特殊の地位にある地域であるため、わが国の法律が沖縄に居住する沖縄住民に適用されるか否かは、それぞれの法律の定める内容に応じて決定されなければならない。そして法律のうちには、当該住民の居住地におけるわが国の施政権の存在を必ずしも前提としていないと認められる内容のもの（たとえば、国籍法など）については、反対の明文の規定のない限り沖縄に居住する沖縄住民にも適用があるといえようが、他方、その内容が法律ではなくわが國の施政権の存在を前提とする事項を定めるような法律（特に行政関係設置遺族援護法など）でない限りその適用がなれないものと解さざるを得ないのである。ただし、平和条約三条により沖縄及びその住民に対する行政、立法及び司法の権力、つまり施政権は合衆国に属し、日本国はこれを有しないことと定められているのであるから、日本国の法律は、沖縄に対する施政権を前提としないう性質のものであるが、或いは特に沖縄住民に適用を及ぼす趣旨で制定されたものでない限り、その適用を否定せざるを得ないことは当然のことだからである。

しこうして原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下原爆医療法という）には特に沖縄に居住する沖縄住民にも適用する旨の規定がなく、また規定の趣旨、体裁からしても右のよりな趣旨で制定せられたものと採することはできないのである。かえって同法は、日本の施政権の及ぶ地域に居住する者に対してのみ適用する法律（属地法）であると考へるべきである。即ち、原爆医療法は、広島市および長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれていた健康上の特別の状態にかんがみ、国が施政権の及ぶ地域内に居住する「被爆者」に対し健康診断、それに基づく指導および医療を行なうことにより、その健康の保持および向上をはかり、もって日本国の施政権の及ぶ地域内に成立している地域社会の福祉の維持、増進を目的とする社会保障法であるといふべきである。

以上のことは

- 1 同法が居住地もしくは現住地の都道府県知事に申請して、被爆者健康手帳の交付を受けた者（「被爆者」同法二条 三条一項）のみを健康管理および医療の対象としていること。従って、日本国の施政権の及ぶ地域内に居住もしくは現在しない者は、同法にいう「被爆者」になり得ないこと。
- 2 同法は、「被爆者」に対する医療給付とともに都道府県知事の毎年行なう健康診断およびその結果に基づく指導等被爆者の健康管理の措置を定めているのであるが（同法四條、六條、七條）、これら都道府県知事を行なう健康診断および指導は、日本国の施政権の及ぶ地域に居住もしくは現在する者に対してのみ行なうことが可能であること。
- 3 同法は、前記の如き諸権限を直接都道府県知事の権限と規定しているほか、厚生大臣の権限と定められているものについても都道府県知事のみ委任することができる旨規定し（同法二一條）、その他の者（たとえは琉球政府の当局）に委任することは認めていない。従って、たとえは、医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ当該負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けることを要することになっているが（同法八條）これもいりまでもなく日本国の施政権の及ぶ地域に居住もしくは現在する者にしてはじめてなし得ることである。

等よりみても明らかであると考へる。

以上述べたとおり、原爆医療法は、沖縄に居住する沖縄住民には適用されないものであるから、原告らは、同法に基づく健康管理および医療を受け得ず、従って本件医療費の支給の請求権を有しないものといわねばならない。

三、原告らは、具体的医療費請求権を有しない。

原告らは、本件訴訟において被告に対して直接医療費の支払いを請求されているが、原告らが原爆医療法に基づく健康管理および医療を受けうるか否かの点はしばらく措くとしても、原告らは、いまだ右金員の支払いを求める権利を有しない。即ち、原爆医療法による医療費請求権は、同法二條により被爆者健康手帳の交付を受けた「被爆者」が、同法八條の定めるところにより当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受け、しかも、緊急その他やむを得ない理由により指定医療機関以外の者から同法七條二項各号に規定する医療を受けた場合において、所定の手続により医療費の支給を請求し、厚生大臣が必要があると認めて支給決定処分をはじめて具体的な金銭債権として発生するものであって、かような手続を経る以前においては「被爆者」といへども直接被告に対して医療費の支払いを請求する権利を有しないのである。原告らは、本件請求に依る受療当時はいずれも被爆者健康手帳の交付を受けた「被爆者」ではなく、また当然当該負傷又は疾病につき同法八條の厚生大臣の認定を受けておらず、従ってまた厚生大臣の医療費の支給決定を受けていないのであるから、被告に対して直接医療費の支払いを求める原告らの本訴請求は、この点においても失当といわなければならぬ。

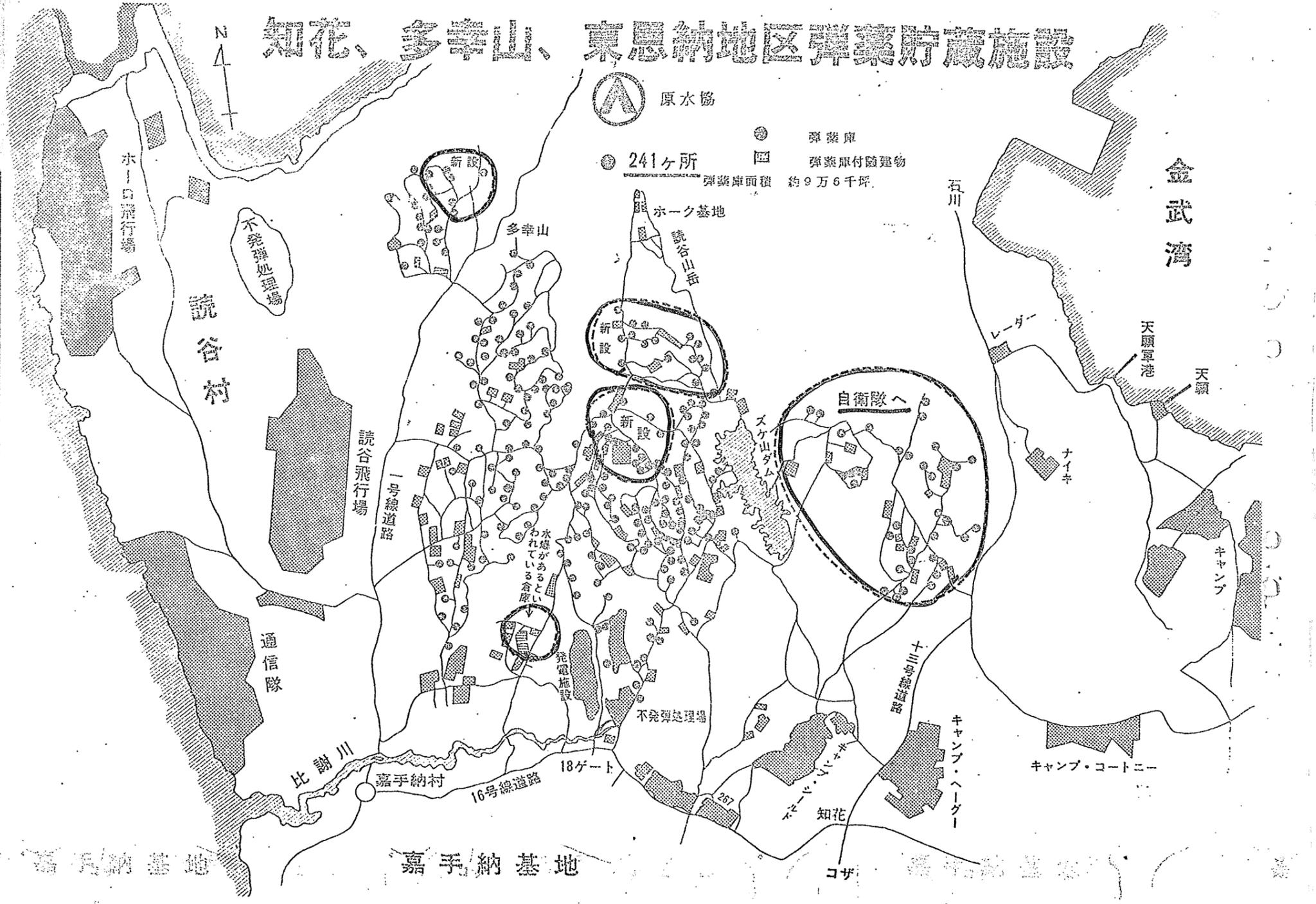
四、沖縄に居住する原子爆弾被爆者に対して日本国政府のとっている救済措置

以上は、原爆医療法の解釈について述べたのであるが、日本国政府としては、沖縄に居住する原子爆弾被爆者に対して原爆医療法に基づく健康管理および医療を受け得ないからといって、そのまま放置して無為に過して来たわけではない。即ち、日本国政府は、昭和三十九年一月沖縄住民から原子爆弾被爆者救済の要請もあったので、自來外務省を通じて合衆国政府と折衝を続けたところ、昭和四〇年四月五日日本国政府

府総務府特別地政連絡局長、同厚生省公衆衛生局長および米国民政府の承認を受けた琉球政府厚生局長との間に沖縄在住原爆被爆者の医療問題に関する了解覚書が成立した。この了解は、沖縄住民であつて日本本土に居住するならば、原爆医療法による給付を受ける資格のある者（以下申請者という）の要請に応ずるためになされたものであつて、大要次の如きものである。

1. 日本国政府が沖縄に対して行なり毎年の技術援助計画の一部として、日本国政府は、適当な人数の医療専門家である医師および補助員を派遣し、申請者の充分な医学的調査を実施する。
  2. 申請者が日本国政府、琉球政府間の協議により原爆医療法に定める「被爆者」である旨決定され、かつ、医学的調査の結果同法の適用地域において同法七条一項の適用を受けうる者であるときは、その者を必要な治療を受けさせるため患者として日本本土に送る。
  3. 日本国政府は、患者が送らるべき医療施設を決定し、同法に規定されている入院加療を含む必要な医療を供与し、患者に対する医療費および必要な医療手当を支給する。そして右医療、手当等は、日本本土に居住する患者に与えられるものを下廻らないものとする。
  4. 日本国政府は、右患者の沖縄、日本本土間の往復の旅費を支給する。
- 日本国政府は、右了解書に基づいて、昭和四〇年三月三〇日から四月二十九日までの間、沖縄において行った原子爆弾被爆者に対する医学的調査の結果に基づき、原爆医療法七条一項に該当する患者に相当するものと認められた一三名のうち、本土で治療を希望する原告九名、阿謝花良順を含む一名の患者を日本本土の病院で治療することになり、同人は、同年九月二十六日広島または長崎原爆病院に收容されたが、これらの者のうち七名は、すでに軽快および治癒退院し、現在四名が入院加療中である。また、日本国政府は、右指図に加えて、さらに沖縄に居住する原子爆弾被爆者全員を対象として日本本土の「被爆者」に対すると同様の取扱いが沖縄においてもなされるより、その具体的手続、方法等について目下米国民政府および琉球政府と協議を行なつており、合意が得られた次第実施に移す予定である。

# 知花、多幸山、東恩納地区弾薬貯蔵施設



アメリカ局長

参事官

北郷一課長

秘密標記(赤色)

秘

cc(1) 信務部 2111215  
H. 長小

第 584 号

昭和 46 年 9 月 20 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所  
高瀬代



製
首席事務官
総務
沖
渉外
漁
科学
文化
教育
労働
衛生
その他

(件名)  
返還協定基地リスト(果房協・原水協作成)

引用公・電信  
日付・番号

標記資料 1部別添送付する。左方本資料  
の取扱いにつき特に御配慮願いたす。

付録添付  付録空便(行)  付録空便(DP)  付録船便(貨)  付録船便(郵)

本信送付先：  
本信写送付先：  
配付先：



別添資料添付あり